畜第８３号
令和７年（２０２５年）４月２１日

各市町村長　様
（畜産担当課及び林務担当課扱い）

熊本県農林水産部長

宮崎県の野生いのししにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底について（通知）

このことについて、農林水産省消費・安全局長から別添写しのとおり通知がありました。

野生いのししにおける豚熱（以下「本病」という。）については、令和６年（２０２４年）６月に佐賀県で九州初となる感染が確認され、本年２月には県境を越えて長崎県においても感染が拡大しており本県への侵入を警戒していたところです。このような中、今般、宮崎県で初となる感染が確認されました。

本事例により、本病ウイルスの本県への侵入リスクはこれまでになく高まっています。つきましては、下記１及び２について改めて御対応を依頼するとともに、下記３から５について御理解の上、本病の侵入防止対策に御協力くださるよう改めてお願いします。

なお、豚及びいのししの飼養者には家畜保健衛生所から、県関係各課、畜産関係機関及び団体等には当課から通知及び協力依頼していますことを申し添えます。

記

１　豚等及び野生いのししへの感染防止に関する注意喚起

本病ウイルスの豚等及び野生いのししへの感染を防止するため、特に外国人旅行者が多く利用する場所・施設における別添１及び２のポスター等の広報物の掲示、ウェブサイト等への掲載により、２の事項を広く周知し、その注意喚起をお願いします（例えば、観光案内所、旅券窓口、キャンプ・バーベキュー施設、レジャー施設、レンタカー・レンタサイクル会社等）。

２　野生いのししにおける感染防止の取組

（１）靴底の洗浄・消毒等の交差汚染防止対策の推進

登山やアウトドア活動をする者を含む山林等に立ち入る者等に対して、山林等への立入り及び退出の際の靴底の洗浄・消毒等の交差汚染防止対策を実施するよう周知すること。

（２）廃棄物の管理の徹底

野生いのししがキャンプ・バーベキュー施設、ゴルフ場、山小屋、公園等において廃棄物に接触することにより、本病ウイルスに感染することを防止するため、当該廃棄物の適切な処理及び屋外に設置されているごみ箱の管理の徹底について関係者に周知すること。

（３）家畜飼養農場や畜産関係施設に近寄らないこと及び立ち入らないこと。

（４）野生いのしし対策の罠や柵がある場所に近寄らないこと。

３　野生いのししのサーベイランス及び捕獲について
猟友会等と協力し、野生いのししの捕獲強化を図ること。

４　経口ワクチンの散布について

５　飼養衛生管理の徹底について

※ 野生動物に係る本病対策については県政広報テレビでも紹介しておりますので関係者への周知に御活用ください。
掲載先 url　　：https://www.tku.co.jp/go-kumamon-navi/2024/09/27/pg20240927/

二次元コード　：

熊本県農林水産部生産経営局
畜産課衛生防疫班
担当：小野、杉、幸野
TEL:096-333-2402